



(素案 2)

## 第 4 次静岡県循環型社会形成計画

“捨てる”を減らそう。“活かす”を増やそう。

～ふじのくにのゼロエミッション～

令和 年 月

静 岡 県

表紙(裏)

## 目 次

第1章	計画の概要	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画に盛り込む事項	2
(1)	循環基本法に基づく循環型社会の形成に関する施策	2
(2)	廃棄物処理法に基づく廃棄物処理計画に定めるべき事項	2
(3)	食品ロス削減推進法に基づく循環型社会の形成に関する施策	2
(4)	上記(1)から(3)以外で計画に盛り込む事項	2
4	計画の対象	2
5	計画の期間	2
6	計画の策定手順	3
7	その他	3
第2章	計画策定の背景	
1	社会状況	7
(1)	国内外の状況	7
(2)	本県内の状況	9
2	廃棄物処理の現状	11
(1)	一般廃棄物の状況	11
(2)	産業廃棄物の状況	15
(3)	県民意識の状況	19
3	食品ロス	22
(1)	国内外の状況	22
(2)	本県内の状況	25
第3章	計画の目標	29
1	一般廃棄物の数値目標	30
(1)	数値目標設定の考え方	30
(2)	国の指標との関係	31
2	産業廃棄物の数値目標	33
(1)	数値目標設定の考え方	33
(2)	国の指標との関係	35

3	食品ロスの数値目標	36
(1)	数値目標設定の考え方	36
(2)	国の指標との関係	36
第4章	施策の展開	39
基本方針1	3Rの推進	43
1	現状と課題	43
2	取組方針	44
3	具体的取組	45
(1)	廃棄物の発生抑制・再使用の推進	45
(2)	プラスチックごみ対策の推進	53
基本方針2	廃棄物適正処理の推進	55
1	現状と課題	55
2	取組方針	56
3	具体的取組	57
(1)	事業者指導の強化と優良事業者の育成	57
(2)	不法投棄対策の推進	60
(3)	災害廃棄物の適正処理の推進	62
(4)	廃棄物処理体制の充実	63
基本方針3	サーキュラーエコノミーに向けた基盤づくり	65
1	現状と課題	65
2	取組方針	66
3	具体的取組	66
(1)	新たなプラスチック戦略の推進	66
(2)	食品ロス対策の推進	67
(3)	循環産業の振興支援	68
(4)	住民等への啓発、関係機関との連携強化	69
第5章	計画の進行管理	77
1	計画の推進	77
2	計画の進行管理	77
取組指標一覧		78
資料		81

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

本県では、循環型社会の形成に向けて、県民、事業者、行政の主体的行動を促すための実践行動計画として、「静岡県循環型社会形成計画」(計画期間：平成18～22年度)(以下「第1次計画」という。)、 「第2次静岡県循環型社会形成計画」(計画期間：平成23～27年度)(以下「第2次計画」という。)及び「第3次静岡県循環型社会形成計画」(計画期間：平成28～令和3年度)(以下「第3次計画」という。)により、廃棄物の削減などに取り組んできました。

循環型社会の形成のためには、これまでの取組をさらに進めるとともに、新たな課題に対応した取組を推進する必要があります。

そのため、第3次計画の進捗状況を分析しつつ、令和4年度を開始年度とする「第4次静岡県循環型社会形成計画」(以下「本計画」という。)を策定し、持続可能な循環型社会の形成を推進します。

## 2 計画の位置付け

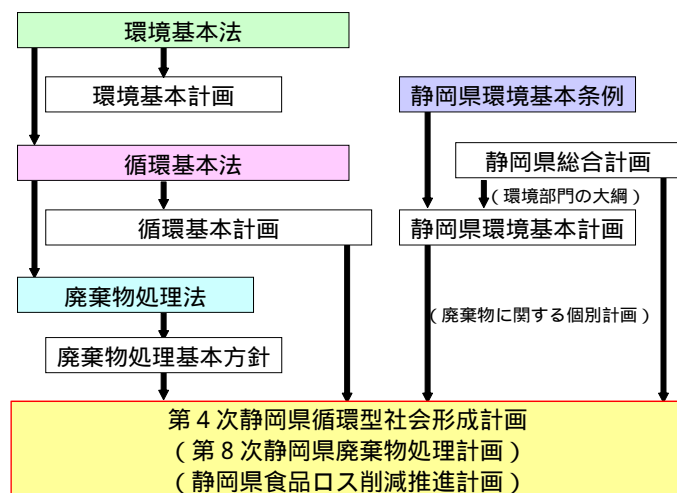
本計画は、以下のとおり、各法等に基づく計画として位置づけています。

循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号。以下「循環基本法」という。)に基づく国の第4次循環型社会形成推進基本計画(以下「循環基本計画」という。)を踏まえた循環型社会形成計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)に基づく国の廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を測るための基本的な方針(以下「廃棄物処理基本方針」という。)に則した廃棄物処理計画(第8次静岡県廃棄物処理計画)

食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元年法律第19号。以下「食品ロス削減推進法」という。)に基づく都道府県食品ロス削減推進計画

「静岡県総合計画」を環境面から補完する環境部門の大綱である「静岡県環境基本計画」の個別計画(廃棄物・リサイクル分野)



図表1 静岡県循環型社会形成計画の位置付け

### 3 計画に盛り込む事項

#### (1) 循環基本法に基づく循環型社会の形成に関する施策

循環基本法第 10 条の規定に基づく「循環型社会の形成に関し自然的社会的条件に応じた施策」を盛り込みました。

#### (2) 廃棄物処理法に基づく廃棄物処理計画に定めるべき事項

廃棄物処理法第 5 条の 5 第 2 項の規定に基づき、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する次の事項を盛り込みました。

ア 廃棄物の発生量及び処理量の見込み

イ 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項

ウ 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項

エ 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項

オ 非常災害時における廃棄物の減量・処理に関する施策を実施するために必要な事項

#### (3) 食品ロス削減推進法に基づく循環型社会の形成に関する施策

食品ロス削減推進法第 12 条第 1 項の規定に基づき、国の「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を踏まえ、「当該都道府県の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」を盛り込みました。

#### (4) 上記(1)から(3)以外で計画に盛り込む事項

小型家電リサイクル法や食品リサイクル法などの各種リサイクル法等に関する施策及び関係機関と連携する施策を盛り込みました。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号。以下「プラスチック資源循環法」という。）に関する施策及び関係機関と連携する施策を盛り込みました。

### 4 計画の対象

本計画は、「廃棄物」、「一度使用された物品」、「使用されずに収集された物品」、「廃棄された物品」、「人の活動に伴い副次的に得られた物品」など、有価・無価を問わず循環基本法で定義された「廃棄物等」を対象とします。

なお、「廃棄物」は、廃棄物処理法では、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分されています。

### 5 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間とします。

なお、今後の経済・社会情勢の変化や、廃棄物処理及び各種リサイクルに関する法制度の改正などの状況によっては、計画期間内であってもその都度計画内容の見直しを行います。

## 6 計画の策定手順

本計画は、静岡県環境審議会に諮問し、同審議会廃棄物リサイクル部会での検討を踏まえた答申を受けて策定しました。(この2行は最終稿で記載する。)  
策定に当たっては、県政インターネットモニターアンケート、県政さわやかタウンミーティング、パブリックコメント(県民意見提出手続)により、循環型社会の形成に関する県民の意見を広く聴取するとともに、産業界や市町との意見交換、県庁内の組織である静岡県循環型社会形成推進連絡会議で検討を重ねました。

## 7 その他

本計画は、SDGsの17のゴールを目指し、環境、社会、経済情勢を意識しながら、他分野と連携した取組を進めます。

### コラム SDGs(持続可能な開発目標)とは?

人間の活動が原因で生じる様々な問題に国際社会が協力して取り組むため、2015年の国連総会で「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。これは、全ての国が共に取り組むべき目標で、その中に「持続可能な開発目標(SDGs)」として2030年までの17の目標(ゴール)が設定されています。

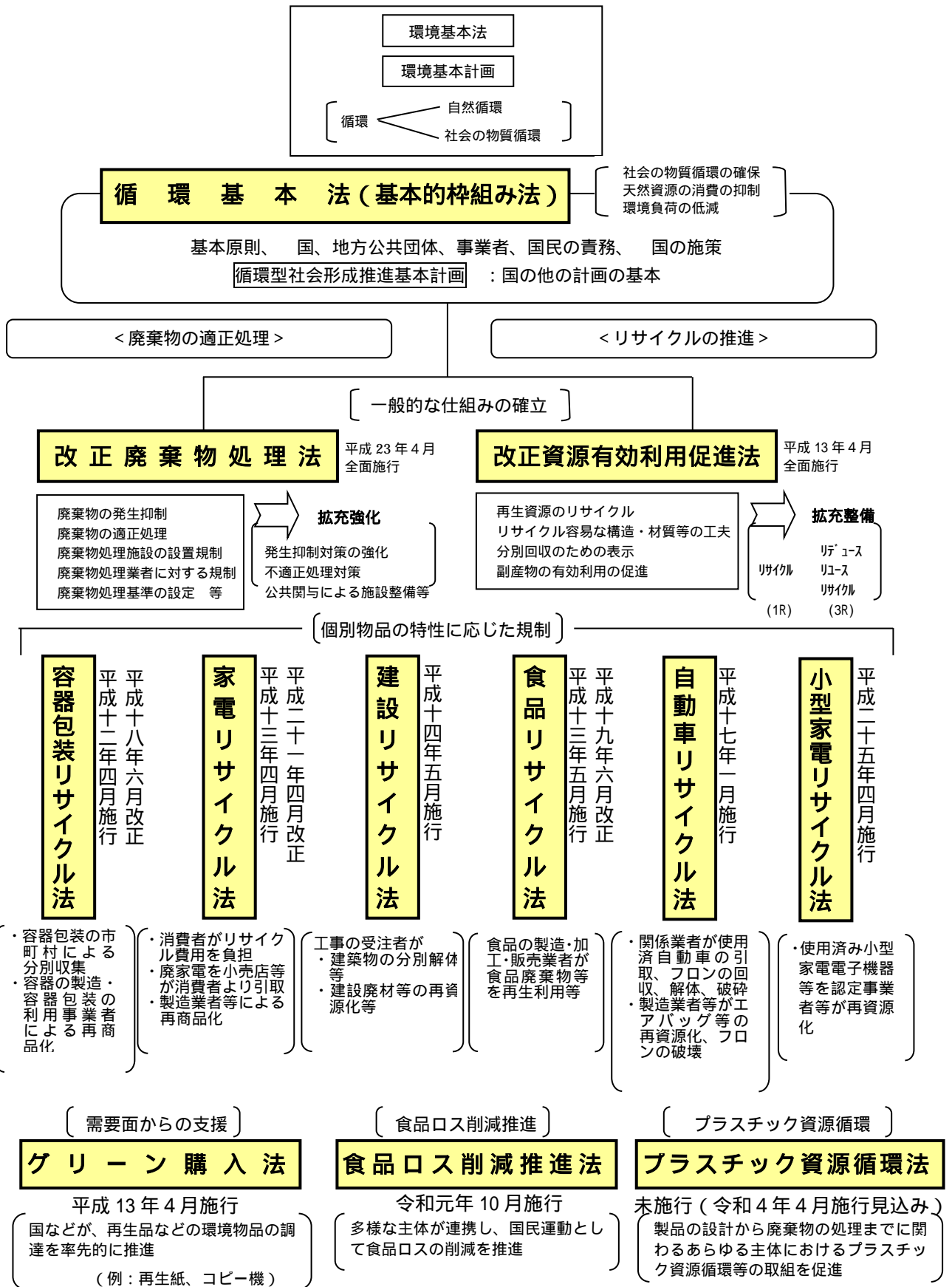
SDGsの目標は、それぞれが関連しており、1つの課題解決の行動により、関連する複数の課題解決を目指すことも可能であり、環境のみではなく、環境・社会・経済のつながりを考え、共に解決していくことが大切になります。

SDGsウェディングケーキモデルは、SDGsに掲げる17の目標の関係性を表した概念図です。このモデルでは、17の目標を「経済」、「社会」、「環境」の3つの階層に分類し、「経済」、「社会」、「環境」の3つの側面が互に関連しあっていることを表しています。一番下の階層は「環境」で、その上に「社会」、さらにその上に「経済」が乗っており、「経済」は「社会」に、「社会」は「環境」に支えられていることを表しています。これは、一番下で全体を支える「環境」の持続可能性がなければ、「社会」や「経済」は成り立たないということを示しています。



出典：ストックホルムレジリエンスセンター  
「How food connects all the SDGs」

(参考)



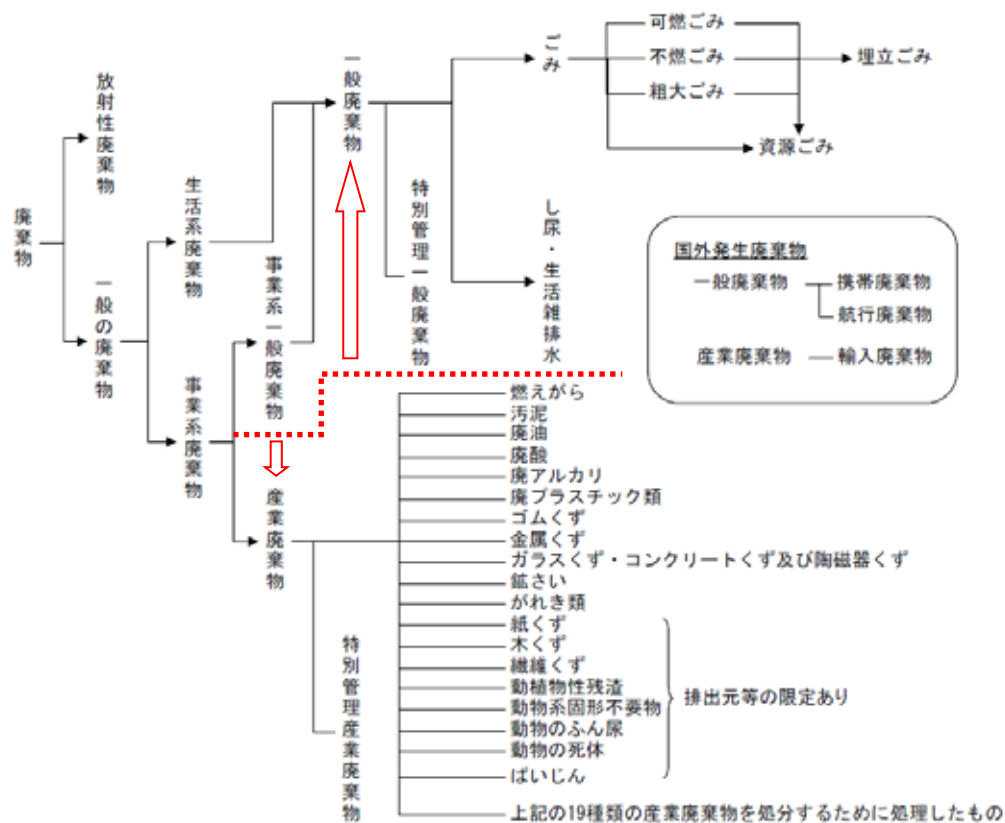
図表2 循環型社会形成推進のための法体系と概要



(参考)

### 廃棄物の分類 (一般廃棄物と産業廃棄物)

- ・廃棄物処理法では、廃棄物とは「放射性廃棄物」を除いた「固形状又は液状」の「汚物又は不要物」と定義しており、「産業廃棄物」以外の廃棄物を「一般廃棄物」としています。
- ・また、廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものを定め、「特別管理一般廃棄物」及び「特別管理産業廃棄物」としています。
- ・事業所から排出される廃棄物には「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」があります。排出元などの限定により、産業廃棄物に該当しないものが事業系一般廃棄物となります。
- ・一般廃棄物は市町村の責任により、産業廃棄物は排出事業者の責任により処理が行われます。



図表3 廃棄物の分類

## 第2章 計画策定の背景

### 1 社会状況

#### (1) 国内外の状況

世界においては、2050年の人口は97億人に達し、途上国や新興国の経済成長に伴い、資源の枯渇、エネルギーや食糧需要の増大・廃棄物の増加など環境問題の深刻化が予想されています。

2016年に発効したパリ協定では、工業化以前からの気温上昇を2℃以下にする目標を確実に達成することを目指し、1.5℃まで抑える努力を継続していくとしており、世界的な流れを受けて、日本も2020年10月、内閣総理大臣の所信表明演説にて、「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」こと（2050年カーボンニュートラル）が宣言されました。

従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄」から脱却するため、限りある資源を循環利用するとともに、資源循環と経済成長を両立する循環経済（サーキュラーエコノミー）の概念が2015年に欧州から世界に広がりつつあり、日本においても転換が求められています。

経済産業省の「循環経済ビジョン2020」において、環境活動としての3Rから経済活動としての循環経済への転換を目指しています。

国内においては、3R + Renewable（持続可能な資源）を基本原則とした「プラスチック資源循環戦略」により使用された資源の徹底的な回収・循環利用が推進されることとなりました。

○また、本来食べられるのに捨てられている食品（食品ロス）の削減が推進されることとなりました。

廃棄物等から有用資源を回収する取組も行われていますが、更なる回収量の増加とともに、質の高度化に向けた取組を進めることが必要です。

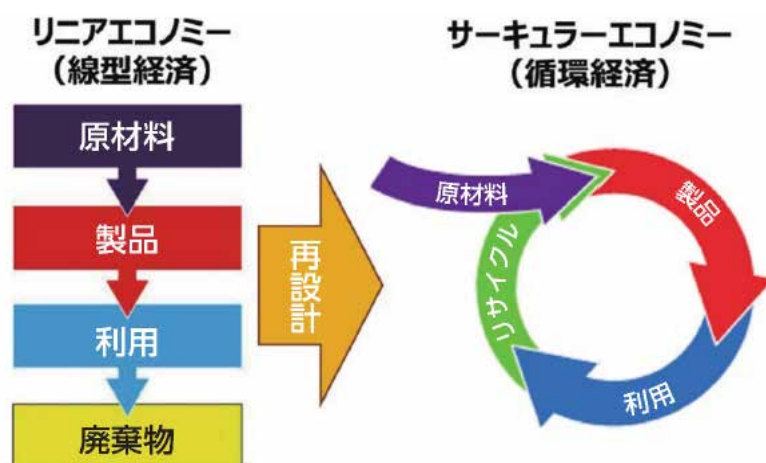
日本では、エネルギー量の高いプラスチックを燃やし、発電や熱として回収しています。

今後、人口減少や少子高齢化の進展、海洋ごみ問題や新型コロナウイルス感染症などの影響により、経済活動や廃棄物発生量にも様々な変化があると考えられます。

## コラム サークュラーエコノミーとは？

サーキュラーエコノミー（循環経済）とは、従来の3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制等を目指すものです。

一方通行型の線型経済（リニアエコノミー）から循環型の経済（サーキュラーエコノミー）への移行は、企業の事業活動の持続可能性を高めるため、ポストコロナ時代における新たな競争力の源泉となる可能性を秘めており、現に新たなビジネスモデルの台頭が国内外で進んでいます



環境省 環境白書より抜粋・加工

図表4 サークュラーエコノミーの概念と移行のイメージ図（環境省資料）

## コラム 海洋ごみとマイクロプラスチック

近年、海岸へ漂着したり、海に漂う海洋ごみが世界的な問題になっています。海洋ごみの中には、プラスチックが多く含まれており、海の環境だけでなく、観光や漁業など経済活動へも影響を与えています。

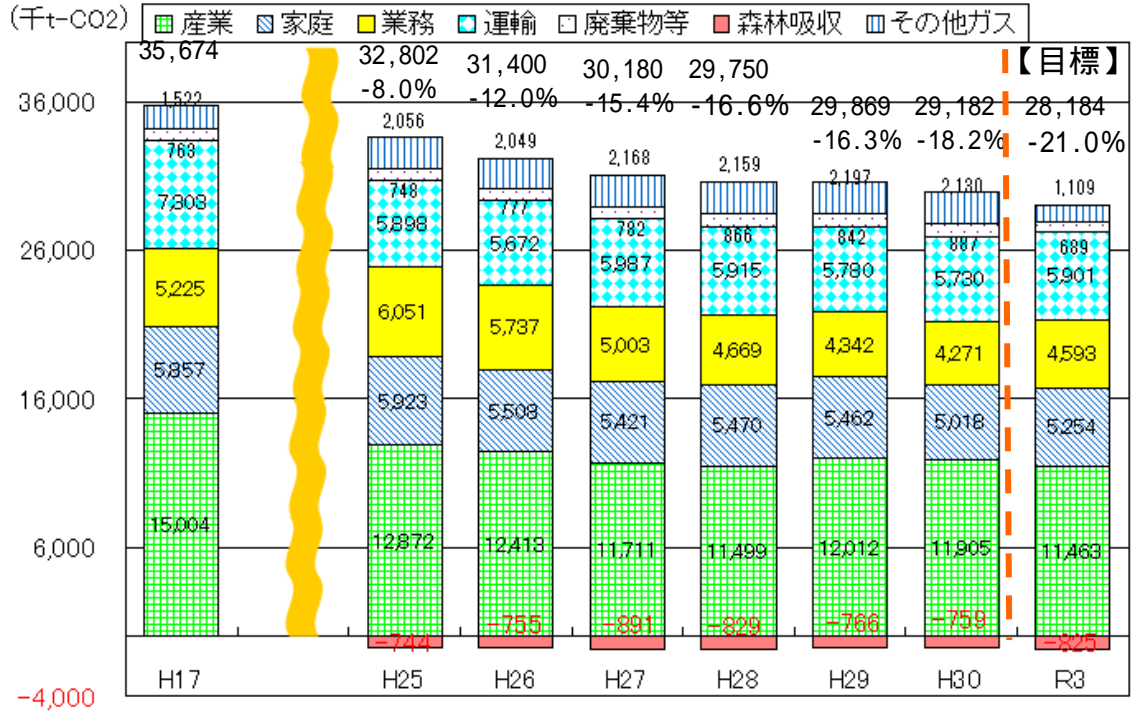
また、波の力や紫外線の影響などにより、小さく砕けたものは「マイクロプラスチック」と呼ばれ、動物が飲み込むなど生態系に影響を与えるとともに、食物連鎖を通じて人体に取り込まれることによる影響が懸念されています。



(2) 本県内の状況

ア 温室効果ガス総排出量

平成30年度における温室効果ガス総排出量は、29,182千t-CO<sub>2</sub>で、平成17年度（基準年度）の37,587千t-CO<sub>2</sub>と比べると18.2%減少しました。

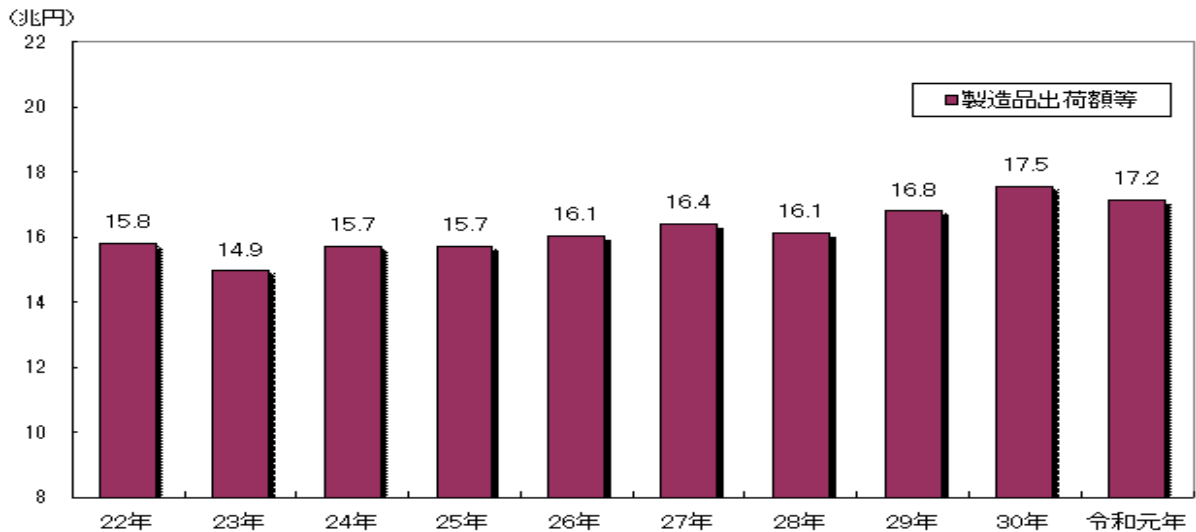


図表5 県内の温室効果ガス排出量の推移

(出典：「ふじのくに地球温暖化対策実行計画」(令和2年3月改定、静岡県))

イ 経済

令和元年の本県の製造品出荷額は17.2兆円で、国内出荷額322.5兆円の5.0%(全国第3位)を占めています。



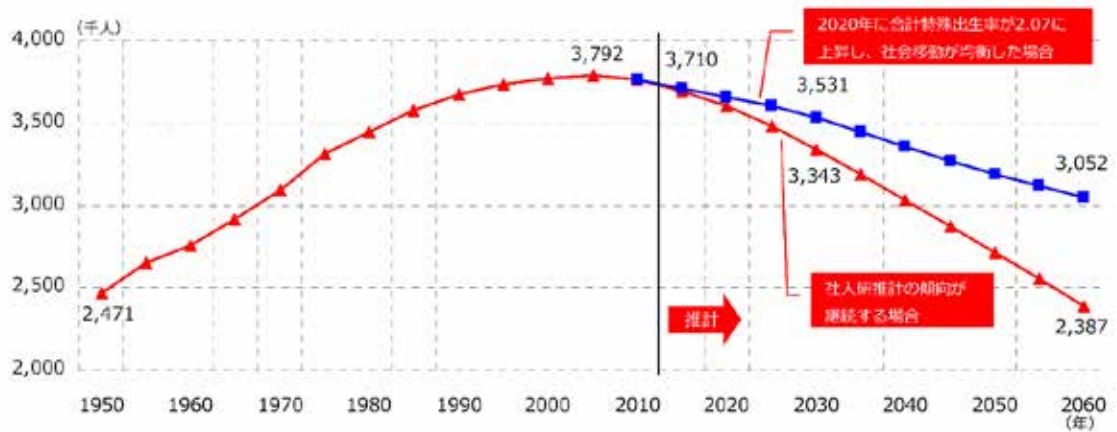
図表6 製造品出荷額の推移(従業員4人以上の事業所)

(出典：「2020年工業統計調査」(静岡県))

## ウ 人口

平成 19 年(2007 年)に始まった人口減少は加速し、本格的な人口減少社会を迎えています。

今後数十年間にわたり、本県の人口は減少が続いていく見込みです。



図表7 県の人口の推移と将来推計人口

出典「静岡県の新ビジョン 富国・有徳の美しい“ふじのくに”の人づくり・富づくり」  
(静岡県、平成 30 年 3 月)

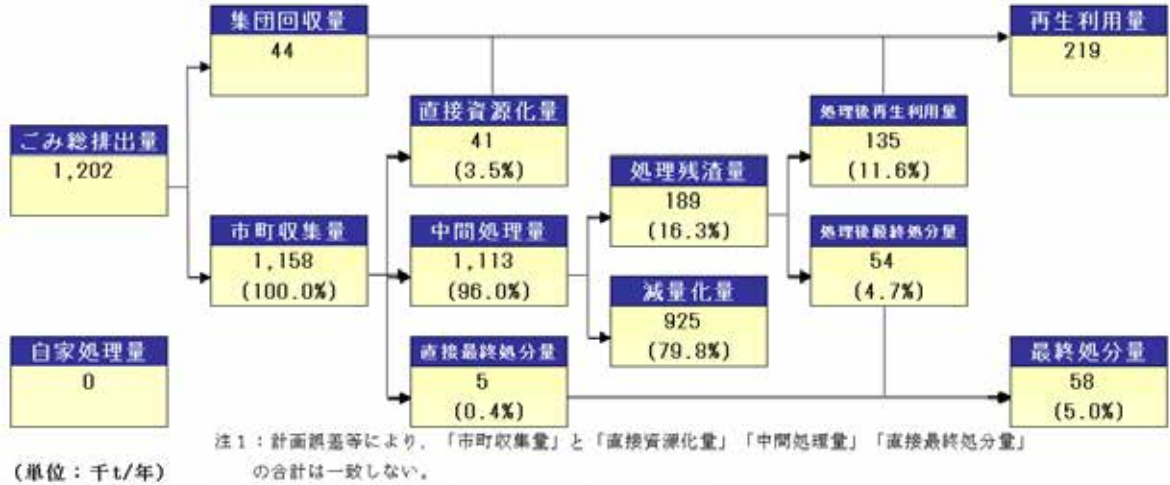
## 2 廃棄物処理の現状

### (1) 一般廃棄物の状況

#### ア 現状

#### (ア) 概要

令和元年度における本県の一般廃棄物(し尿を除く。以下同じ。)の排出・処理の概要は次のとおりとなっています。



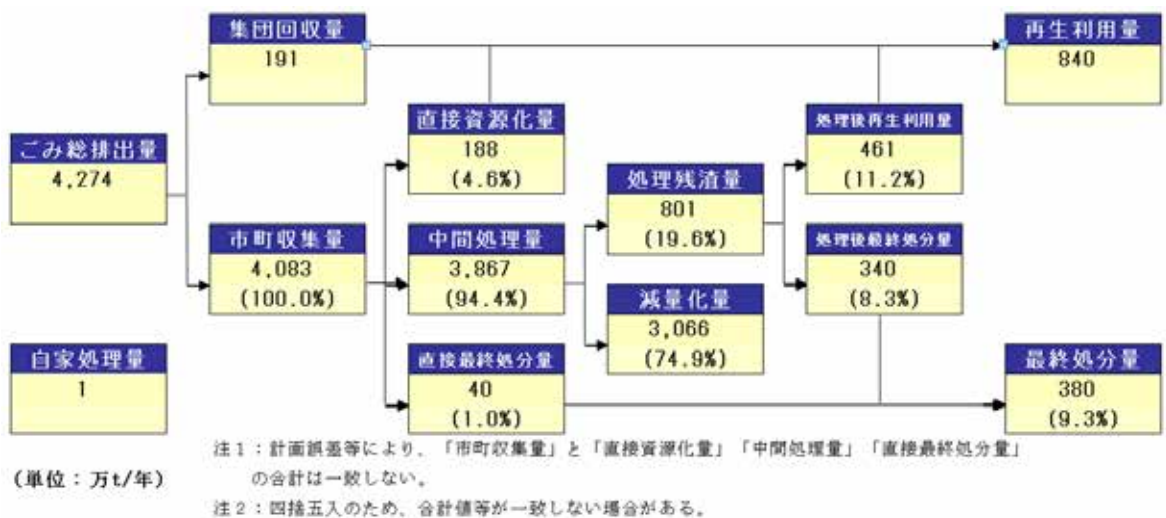
図表8 本県の一般廃棄物処理フロー（令和元年度）

(出典：「日本の廃棄物処理 令和元年度版」(環境省)のデータを加工)

#### 解説

- ・自治体が収集した資源化ごみも排出量に含まれる。
- ・行政が関わらない民間事業者による資源物(古紙等)回収は、排出量には含まれない。

#### (参考)



図表9 全国の一般廃棄物処理フロー（令和元年度）

(出典：「日本の廃棄物処理 令和元年度版」(環境省)のデータを加工)

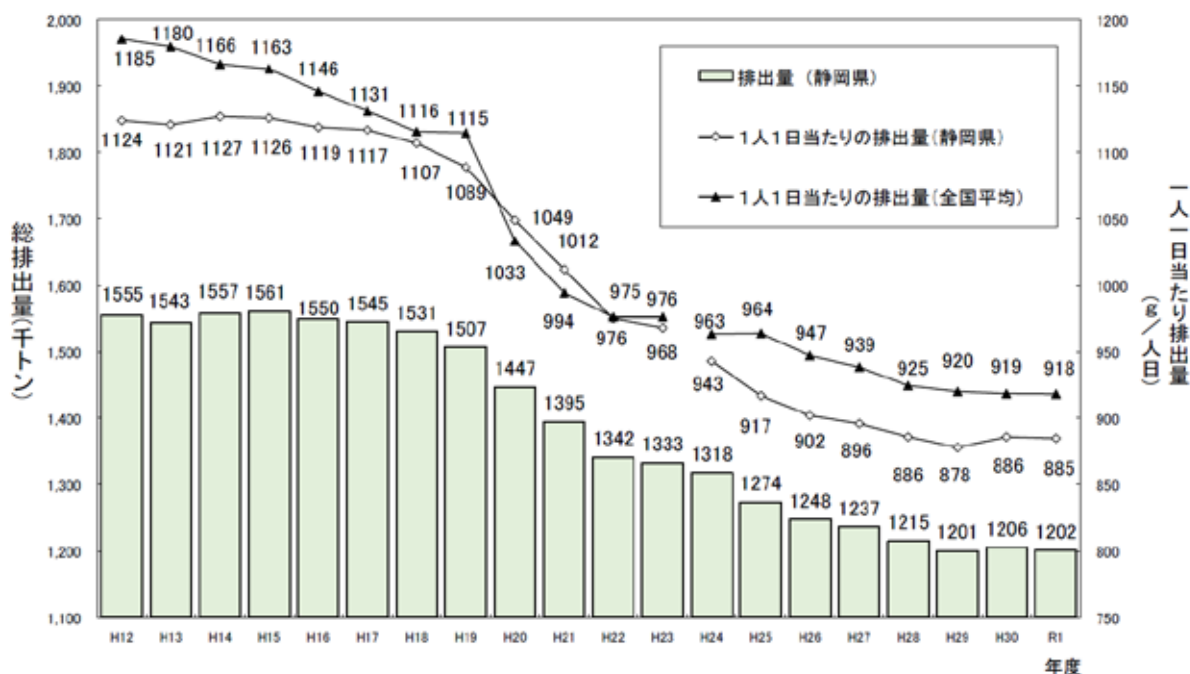
## (1) 推移

### 一般廃棄物の総排出量及び1人1日当たりの排出量

総排出量、1人1日当たりの排出量とも平成15年度以降減少していましたが、平成30年度にはいずれも前年度と比べて増加し、令和元年度には微減となったものの、減少傾向に足踏みが見られます。

減少傾向が続いたのは、容器包装リサイクル法(平成12年4月施行)など法体系の整備やごみ処理有料化などの減量施策等による県民の意識や行動の定着化、事業者の容器軽量化などサービス提供のあり方の変化などの影響が考えられます。

1人1日当たりの排出量は、本県は全国で少ない方から10位前後で推移しています。



図表 10 一般廃棄物総排出量と1人1日当たりの排出量の推移

(出典:「日本の廃棄物処理」(各年度版、環境省)のデータを加工)

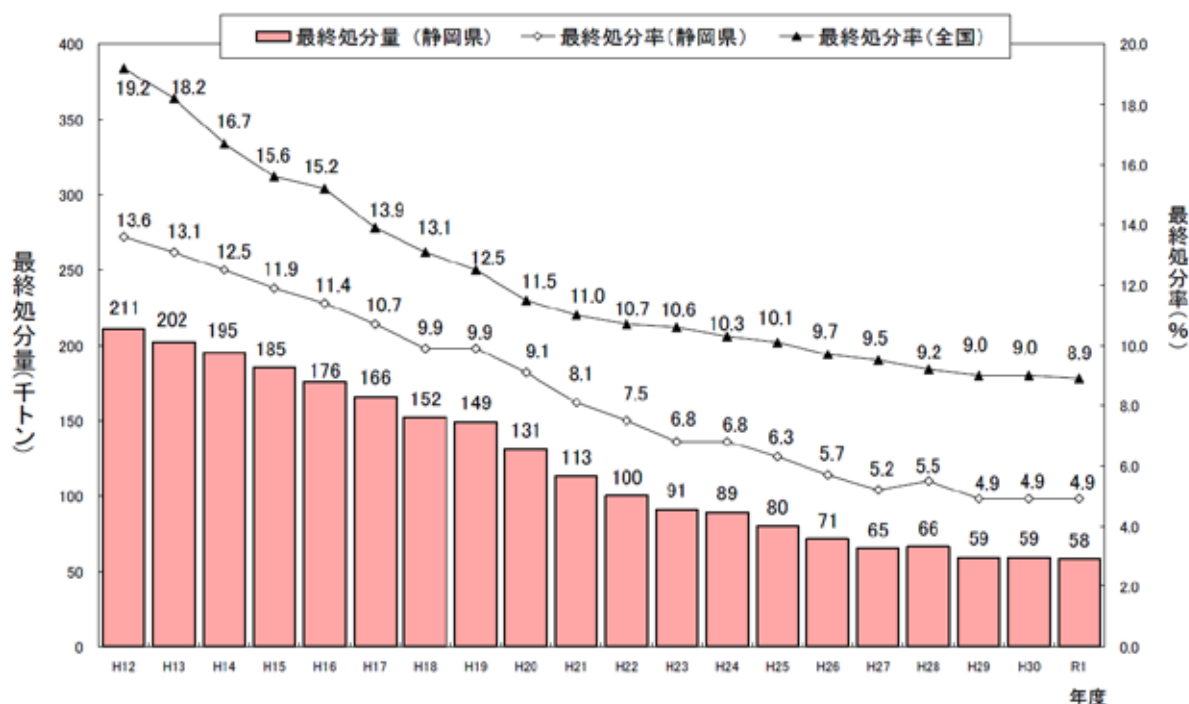
(注) 住民基本台帳法の改正(平成24年7月施行)により、平成24年度以降は、人口に外国人を含めて計算されている。

### 一般廃棄物最終処分量

各市町では収集した廃棄物について、中間処理による減量化や中間処理後の残渣の資源化などを進めています。焼却処理後に発生する焼却残渣をセメントの原料としたり、溶融処理でスラグ化し土木資材として活用するなど、埋立量の削減による最終処分場の延命化を図っています。最終処分量は減少傾向にあり、最終処分率は全国平均より低い率を保っています。

令和元年度末現在、市町の設置する最終処分場は35箇所、残余容量は104万m<sup>3</sup>となっており、今後18年10か月程度埋立利用が可能と見込まれますが、市町によって状況は異なります。

\* 最終処分場残容量104万m<sup>3</sup> ÷ 元年度埋立量5.5万m<sup>3</sup> = 18年10ヶ月  
 最終処分場の新設は容易でないため、埋立処分を民間事業者へ委託している市町もあります。



図表 11 一般廃棄物の最終処分量と最終処分率の推移  
 (出典:「日本の廃棄物処理」(各年度版、環境省)のデータを加工)

### コラム 溶融スラグ

廃棄物溶融スラグとも呼ばれ、廃棄物や下水汚泥の焼却灰等を1300以上の高温で溶融後に冷却し、固化させたものです。近年では建設・土木資材としての活用が進められています。

溶融・固化することで容積を減らして最終処分場の延命を図ることができ、高熱でダイオキシンや揮発性の重金属が無害化されるというメリットがあります。

身近なものでは、コンクリート製のU型側溝やその蓋、歩道と車道の境界に設置するブロックなどがあります。





イ 第3次計画の一般廃棄物削減目標進捗状況

1人1日当たり排出量及び最終処分率については、第3次計画策定時から減少していますが、目標とする減少率には及ばず、現計画と同様の対策を講じた場合、目標年度の令和3年度には目標を下回る見込みです。

図表 13 第3次計画の削減目標と実績

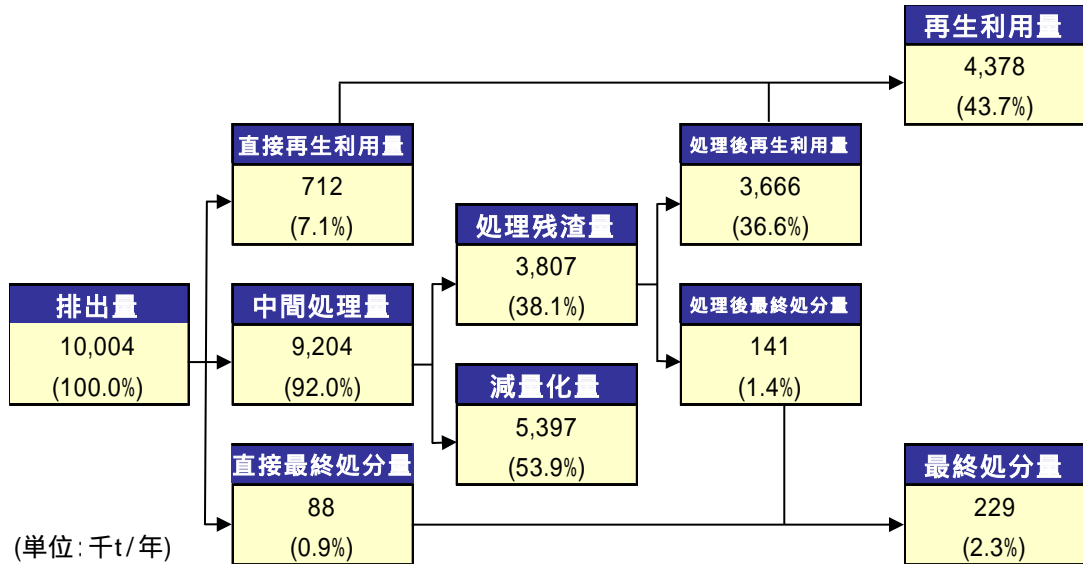
項目	基準値	実績値				目標値
	平成	28年度	29年度	30年度	令和	3年度
	25年度				元年度	
1人1日当たり 排出量(g/人日)	917	<u>886</u>	878	886	885	815
<u>最終処分率(%)</u>	6.3	<u>5.5</u>	4.9	4.9	4.9	3.9

(2) 産業廃棄物の状況

ア 現状

(ア) 概要

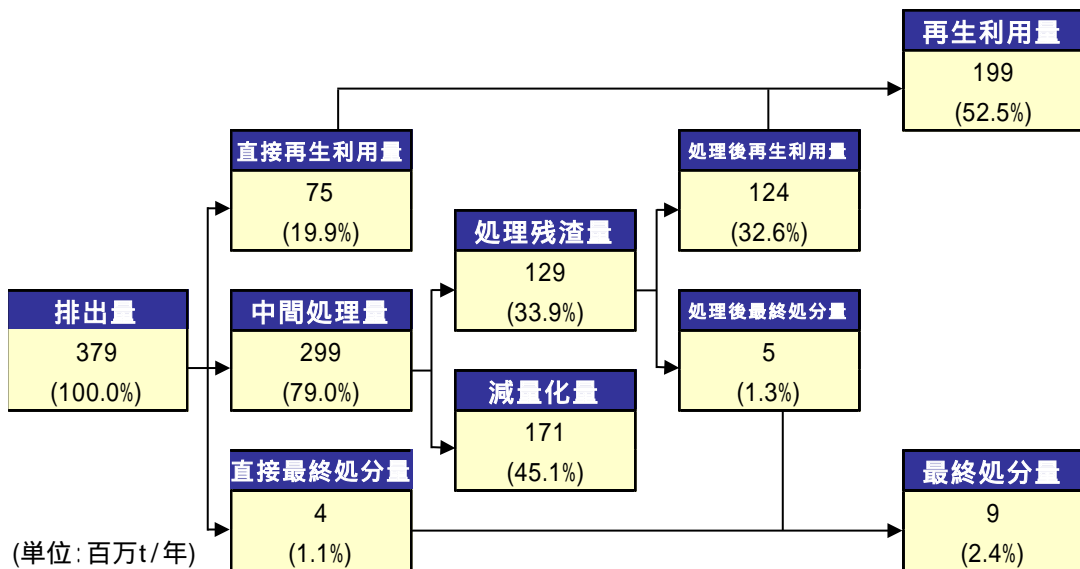
令和元年度における本県の産業廃棄物の排出・処理の概要は次のとおりとなっています。



注: 四捨五入のため、合計値等が一致しない場合がある。

図表 14 本県の産業廃棄物処理フロー (令和元年度)

(出典: 「令和3年度静岡県産業廃棄物実態調査報告書」(静岡県)のデータを加工)



注: 四捨五入のため、合計値等が一致しない場合がある。

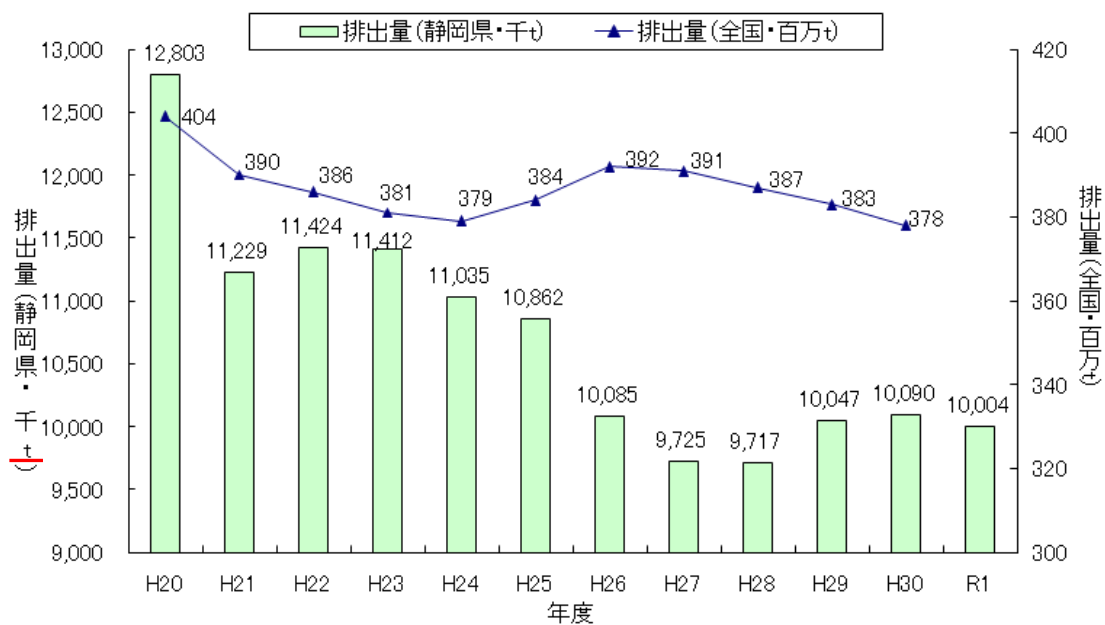
図表 15 全国の産業廃棄物処理フロー (平成30年度)

(出典: 「産業廃棄物排出処理状況調査報告書 平成30年度実績」(環境省))

## (1) 推移

### 産業廃棄物排出量

本県の排出量は、平成 28 年度まで減少傾向でしたが、平成 29 年度以降は約 1 千万 t 前後で推移しています。



図表 16 産業廃棄物の排出量の推移

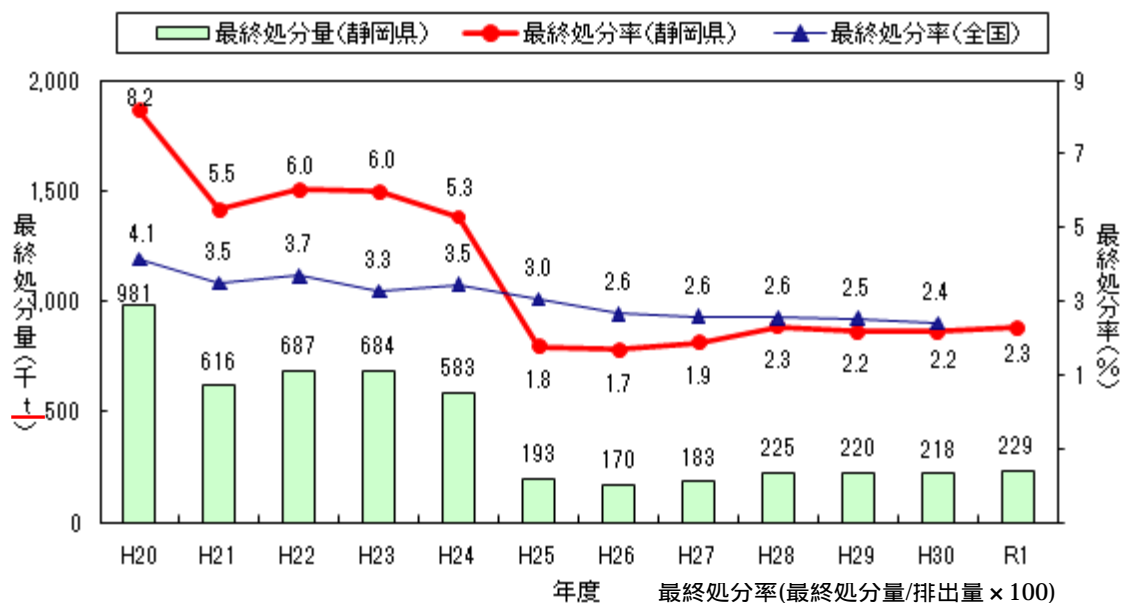
(出典：「産業廃棄物の排出及び処理状況等について」(各年度、環境省)  
「静岡県産業廃棄物実態調査報告書」(各年度、静岡県)のデータを加工)

### 産業廃棄物最終処分量

排出事業者及び処理業者においては、排出した産業廃棄物の適正処理による再資源化を進めています。

最終処分量は、平成 28 年度以降は 22 万 t 前後で推移しています。

最終処分率は 2.2% 前後で維持しており、全国平均より若干低い値となっています。



図表 17 産業廃棄物の最終処分量と最終処分率の推移  
 (出典:「産業廃棄物の排出及び処理状況等について」(各年度、環境省)  
 「静岡県産業廃棄物実態調査報告書」(各年度、静岡県)のデータを加工)

#### 産業廃棄物不法投棄発見件数及び発見量

近年、発見量は 100t ~ 300t で推移し、発見件数は平成 20 年代前半に比べて減少傾向にあります。

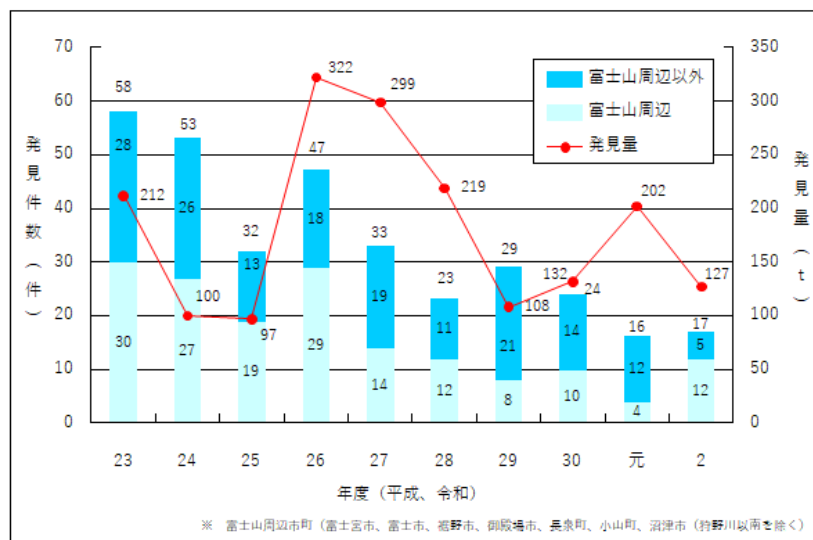
しかし、発見件数は発見できた件数のため、不法投棄の実態として減少傾向であるかは不明です。

富士山周辺市町においては、毎年、全体の半数程度の発見件数があり、従前から重点的に監視パトロールを実施しています。

富士山周辺は人目につきにくいエリアが広い上に車でアクセスしやすいため、不法投棄されやすい傾向となっています。

県内でもかつて、人目の少ない愛鷹山麓で大規模な不法投棄事案が発生したことから、良好な生活環境を守るため、環境保全対策を講じるとともに、モニタリングを継続しています。

令和 3 年 7 月に発生した熱海市伊豆山地区の土石流災害では、盛土と称した不適正な残土処分や不法投棄が疑われています。法規制のない残土処分が不法投棄の「隠れみの」となることがあり、環境監視の体制充実が求められています。



図表 18 産業廃棄物の不法投棄状況 (政令市を除く。)

イ 第3次計画の産業廃棄物削減目標進捗状況

最終処分率については、令和元年度の実績は目標値を0.5%上回っています。これは、建設業工事件数の増加による混合廃棄物の最終処分量の増加が原因と考えられます。

現計画における同様の対策を講じた場合、目標年度の令和3年度においても、維持目標を上回る見込みです。

図表 19 第3次計画の削減目標と実績

項目	基準値	実績値				目標値 (維持目標)
	平成 25年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	3年度
最終処分率 (%)	1.8	2.3	2.2	2.2	2.3	1.8 以下